



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 6 3 号 令和 6 年 1 1 月 1 2 日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 4 3 ※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課
5 4 4	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 6 ※	徳島県警察組織規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第五百四十三号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和六年十一月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 N・N―ジエチル―ニ―ニ―「（四―フルオロフェニル）メチル」―五
―ニトロ―H―ベンゾ「d」イミダゾール―イル」エタン―イルアミ
ン（通称 Flunitazene、Fluonitazene）及びその
塩類

2 化学名 N・N―ジエチル―ニ―ニ―「（四―メトキシフェニル）メチル」―
H―ベンゾ「d」イミダゾール―イル」エタン―イルアミン（通称 M
etodessnitazene、Metazene）及びその塩類

3 化学名 ー（ベンゾ「d」「一・三」ジオキソール―イル）―四―メチル―
ニ―（ピロリジン―イル）ペンタン―イルオン（通称 MD―PiHP
、MD―PHiP）及びその塩類

4 化学名 N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―イルオキソブタン―イル）―
五―ブロモ―ペンチル―H―インダゾール―カルボキシアミド（
通称 ADB―五BrPINACA）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和六年十一月十三日

徳島県告示第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十一月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
勝浦郡勝浦町 勝浦土地改良区	令和六年十月二十二日

徳島県公安委員会規則第十六号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十一月十二日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「から第五号まで」を「及び第五号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十二月二日から施行する。